平成２８年（フ）第２７４８号
大阪府茨木市真砂２丁目12番１号　ルルーディー古川305号
債務者　元田　和也
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９２７号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26号　マンションセイコウ311号、前住所大阪市浪速区久保吉２丁目２番６―207号
債務者　寺地　邦夫
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７２号
大阪府茨木市南安威１丁目２番18号の７
債務者　神田　広和
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６６号
大阪府寝屋川市仁和寺本町３丁目13番１号（103号）、前住所大阪府寝屋川市御幸西町１番１―104号
債務者　香渡　　慮
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７８号
大阪市西成区花園北１丁目９番29―517号
債務者　小海途ミツル
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８号
島根県出雲市松寄下町1716番地１
債務者　石川　　満
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１６０号
函館市新川町19番12号
債務者　山田　妙子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６４号
函館市日吉町４丁目６番14号　日吉ハイツ１―２
債務者　小松八重子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６９９号
埼玉県上尾市大字小泉271番地１、旧住所埼玉県上尾市大字今泉218番地２　ラ・メゾンⅡ102
債務者　小川　久美（旧姓新井・中井）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４０号
さいたま市見沼区大字蓮沼810番地５　フローレンス１―102、旧住所さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目１番１号　ベルツリー浦和203
債務者　大野　松雄
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７７１号
埼玉県朝霞市本町２丁目17番20号　Ｉ’１１ｂｅ朝霞本町202
債務者　高橋　直美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
相模原市南区下溝536番地29
債務者　鈴木　　清
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２３５号
相模原市南区下溝536番地29
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８７号
愛知県岡崎市中園町字東浦23番地２　マンション神谷302
債務者　上野　舞弓
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
愛知県刈谷市今川町山ノ神113番地２　コーポやすらぎ１－１Ｄ号
債務者　小川美奈子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
愛知県豊田市竹生町３丁目７番地　ミルオンデュール竹生601号
債務者　山本　聖一
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７３４号
埼玉県川口市大字榛松835番地の５
債務者　影島　雅彦
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係